

「神戸市名誉市民条例施行規則」の一部を改正する規則（案）の概要

1. 趣 旨

神戸市では、公共の福祉の増進や学術技芸の進展に寄与し卓絶した功績を残された市民または市に関係の深い方に対して、神戸市名誉市民の称号を贈り、その功績を顕彰している。名誉市民には、名誉市民章を贈り、氏名及びその事績の概要を市公報に登載して顕彰するほか、名誉市民にふさわしい待遇をすることになっている。

名誉市民にふさわしい待遇については、神戸市名誉市民条例施行規則において、①市の行う式典への招待、②市営バス優待乗車券の贈与、③その他市長が必要と認める待遇、と規定されている。このうち、「②市営バス優待乗車券の贈与」については、時代に適合しない規定であるため廃止するとともに、名誉市民の事績を将来にわたって伝えていくため、新たに「②事績を将来に伝える顕彰」を加える。

2. 改正の概要

神戸市名誉市民条例施行規則第3条に規定する名誉市民に対する待遇のうち、第2号「市営バス優待乗車券の贈与」を「事績を将来に伝える顕彰」に改める。

【改正案】

神戸市名誉市民条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市名誉市民条例施行規則（昭和44年12月規則第65号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号を次のように改める。

(2) 事績を将来に伝える顕彰

3. 施行予定日

公布の日から施行する。（令和元年6月）